

平成 3 1 年度

富里市国民健康保険事業計画(案)

富里市健康福祉部国保年金課

1 富里市国民健康保険の現状

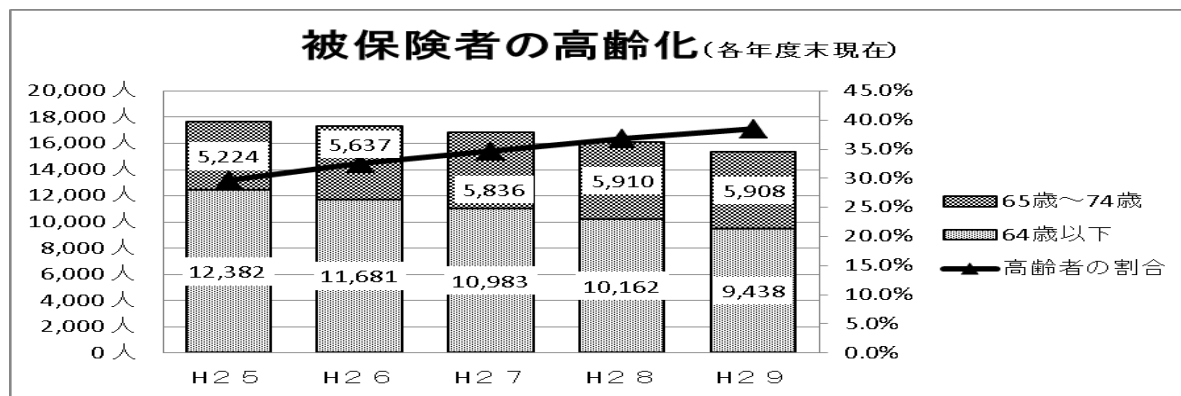
富里市の国民健康保険の現状としては、被保険者数は減少し、高齢者の割合は増加している《図1参照》。また、医療費は平成29年度に減少したが、一人当たりの医療費は医療技術の高度化などにより増大している《図2参照》。国民健康保険税については、被保険者数の減少により調定額が低下しているが収納率の上昇により収納額は横ばいとなっている《図3参照》。

こうした状況の中、平成30年度からは、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととされた。

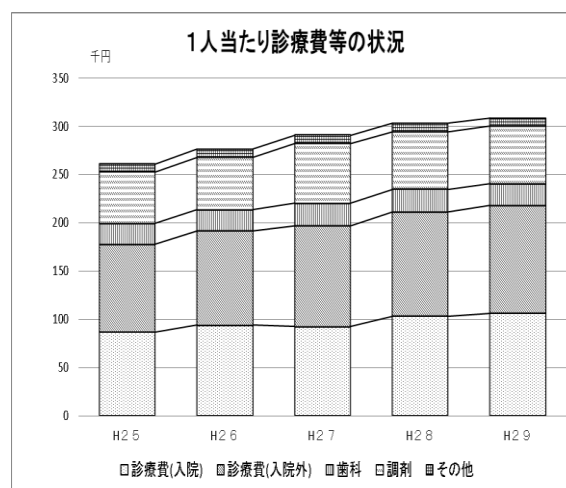
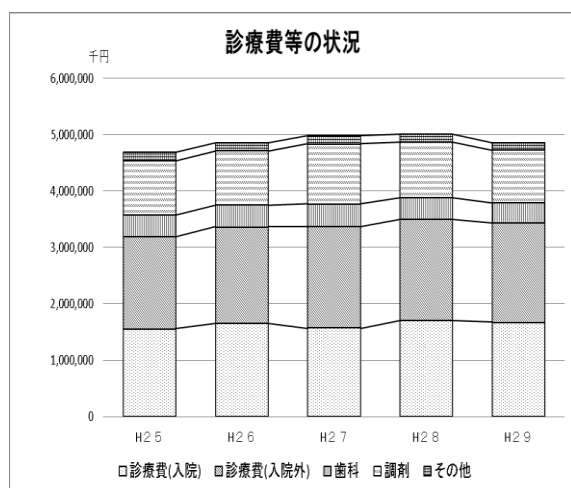
一方、市町村は、地域住民との身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、資格管理、保険給付、保険税の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き行うこととされていることから、適正な運用を図り国民健康保険事業を適切に実施する。

また、本市国民健康保険税の収納率向上に向けて、平成21年度に組織再編により納税課を設置し、徴収対策に取り組んできた結果、収納率は上昇しているが、依然として県内平均収納率を下回っている状況にある。そこで、平成24年12月に富里市市税等徴収対策本部を設置し、平成25年2月に策定した基本方針に基づき実施する計画を着実に進め、税収の確保と収納率向上《図3参照》に取り組んでいる。

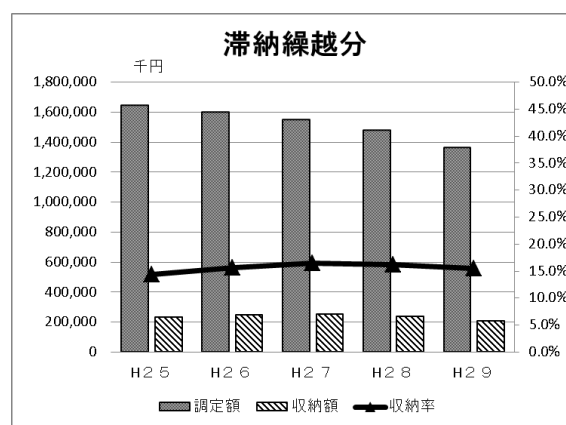
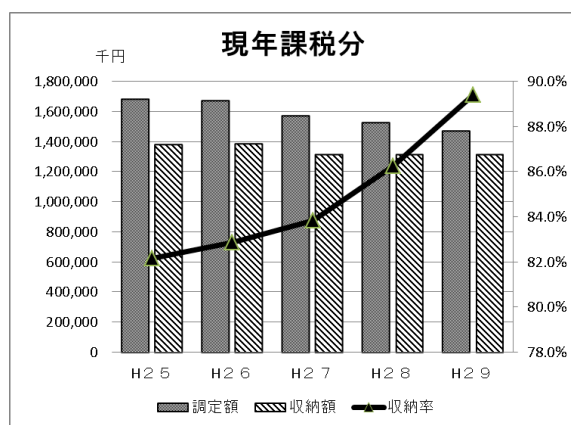
(図 1)



(図 2)



(図 3)



2 基本方針

このような現状から，引き続き収納率向上及び所得の適正な把握，適正な賦課に努め，財源の確保を図ることが必要である。

支出については，医療費の適正化を図るため，縦覧点検を中心とした診療報酬明細書の点検や特定健診，人間ドック等をはじめとする保健事業の充実が重要である。

これらのことから，次のとおり重点施策を定めその遂行に努める。

- (1) 国保税の収納率向上対策の推進
- (2) 医療費適正化対策の推進
- (3) 保健事業の充実
- (4) 重要事項の調査研究

3 具体的な対応策

- (1) 国保税の収納率向上対策の推進

- ① 徴収体制

資格管理・賦課は国保年金課，収納・滞納処分は納税課とする（平成21年度から継続）。

- ② 滞納処分の強化

悪質な滞納者に対する差押等の滞納処分を強化するため，納税課と連絡を密にする。

- ③ 滞納処分の執行停止の適正な運用

滞納者の実情を把握し，その実情に即した処理を的確に実施し，停止対象事由に該当するときは，遅滞なく滞納処分の停止を行うため，納税課への情報提供に努める。

④ 休日納付相談の実施

毎月第4日曜日に休日納付相談を実施し、納税に対する理解を求めるとともに、納税意識の向上を図る。

⑤ 口座振替の推進

区長回覧、広報及び納税通知書送付時に通知を同封することにより口座振替の原則化の周知を行い口座振替申込みの促進を行う。

マルチペイメントネットワークを活用した口座振替申込み受付サービスを利用し、窓口での周知、申込みの促進を行う。

⑥ 職員の研修

適宜参加し、職員の資質の向上を図る。

⑦ 保険税賦課事務の適正化

未申告者用申告書を作成し、申告書を送付し、申告の催告を行い未申告者の解消を図る。

年金記録の確認により社会保険加入を確認し、国保の資格喪失届を勧奨する。

⑧ 被保険者指導等の徹底

被保険者の知識及び納付意欲の向上のためパンフレットの配布、市ホームページ及び広報紙への掲載を通じて制度の周知を図り、納期内納付を推進する。

(2) 医療費適正化対策の推進

① 適用適正化対策の推進

ア 国保離脱者（社会保険加入者）の把握

対象者には文書により異動届の手続きの周知徹底を図る。

国民年金被保険者記録を参照し、適用促進を図る。

イ 退職被保険者の把握

国保連合会からのデータにより対象者を把握し、職権適用を行い、必要に応じて文書（退職被保険者該当通知）を送付する。

ウ 居住不明者被保険者の取扱い

資格喪失処理については、市民課と連携し、現地調査による不居住を確認後、職権において資格を喪失させる。

② レセプト点検等の充実

ア 内容点検、縦覧点検及び配列業務については、外部委託で年４回行う。引き続き調剤費についても外来との突合点検を実施。点検効果率は全国平均を目標とする。

イ 第三者行為の求償事務については国保連合会へ委託する。

ウ 資格点検において、医療機関等での過誤調整が不可能なレセプトについて本人に請求する。請求期限までに納付がない場合、納付勧奨を行う。

エ 連合会作成の多受診者リストを利用し点検を実施する。

③ 医療費通知の送付

ア 医療費への関心を高めるため年４回、医療費通知を送付し、医療費適正受診の認識の啓発を行う。

④ ジェネリック医薬品差額通知の送付

ア 医療費（調剤）への関心を高めるため年４回、ジェネリック医薬品差額通知を送付し、医療費適正（調剤）の認識の啓発を行う。

⑤ 啓発活動

市広報紙に、国保制度、国保税等に関する掲載を行い被保険者の知識を高め、医療費の適正化を図る。

(3) 保健事業の充実

① 人間ドック等の助成

被保険者の健康の維持増進のため，人間ドック・脳ドックの検査費用
に対して助成金を交付する。

② 特定健診・特定保健指導の充実

高齢者医療確保法の制定により保険者の義務となった特定健診・特定
保健指導について，平成30年度から平成35年度までの計画期間であ
る第3期富里市国民健康保険特定健康診査等実施計画により効果的かつ
円滑に実施する。

③ データヘルス計画の実施

データヘルス計画により保健事業を実施し，被保険者の健康保持増進
及び医療費の適正化を図る。

(4) 重要事項の調査研究

① 一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱の運用

国民健康保険法第44条の規定に基づく，一部負担金減免及び徴収猶
予取扱要綱に従い，制度の運用を図る。

② 制度改正等

特別会計の健全運営のため，医療費等の推移の分析及び税率・繰入等
について，国・県の動向に注視する。

市 民 憲 章

豊かな大地を愛し歴史と伝統を誇るまちを作しましょう

人と平和を愛し世界にひらくまちをつくりましょう

花と緑を愛し心身ともに健康なまちをつくりましょう

若い力を育て勤労を愛し活力あるまちをつくりましょう

郷土と文化を愛し調和のあるまちをつくりましょう